

草津市公報

発行日 令和5年10月15日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 18 号

発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（市民課） 1

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（資源循環推進課） 1

草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課） 2

◎ 告 示

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱（子ども・若者政策課） 7

草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱（幼児課） 8

草津市保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱（幼児課） 11

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課） 16

令和5年度草津市保育所等感染症対策のための改修整備等事業補助金交付要綱（幼児施設課） 30

公示送達について（納税課） 31

指定管理者の申請内容の変更について（生活安心課） 34

草津市指定ごみ袋等取扱委託取扱要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課） 34

草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課） 35

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 36

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 37

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 37

農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想について（農林水産課） 38

◎ 監査委員告示

監査結果に基づく措置状況の公表について 38

定期監査の結果に関する報告の公表について 39

◎ 固定資産評価審査委員会訓令

草津市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報保護に関する規程 40

規 則

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年9月19日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第57号

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例（令和5年草津市条例第15号）別表第3項の改正規定（「（住民票の写しの交付に限る。）」を削る部分に限る。）の施行期日は、令和5年9月22日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年9月19日揭示済み）

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第58号

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（平成8年草津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「市指定焼却ごみ類ごみ袋、市指定プラスチック製容器類ごみ袋および市指定ペットボトル類ごみ袋（以下これらを「市指定ごみ袋」という。）合わせて、2人以上が属する世帯にあつては135袋分、単身世帯にあつては90袋分」を「市指定プラスチック製容器類ごみ袋および市指定ペットボトル類ごみ袋（以下

これらを「市指定ごみ袋」という。）合わせて40袋分」に改め、同条第2項および第3項を削り、同条第4項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、市が行う家庭廃棄物の収集を受けようとする者が所有する改正前の草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の2第1項の規定による市指定焼却ごみ類ごみ袋（ポリエチレン製のものに限る。）、市指定プラスチック製容器類ごみ袋および市指定ペットボトル類ごみ袋の使用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、市が行う家庭廃棄物の収集を受けようとする者が所有する改正前の規則第3条の2第4項の規定による市指定ごみ袋引換券で引き換えた市指定焼却ごみ類ごみ袋の転売については、なお従前の例による。

（令和5年9月29日揭示済み）

草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月1日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第59号

草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則

(草津市医療費特別助成条例施行規則の一部改正)

第1条 草津市医療費特別助成条例施行規則(昭和53年草津市規則第44号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第15条 <現行どおり> 別記様式第1号その1～別記様式第1号その4 <現行どおり> 別記様式第2号その1(第6条第1項、第8条第1項、第14条第2項関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第2号その2～別記様式第5号 <現行どおり>	第1条～第15条 <省略> 別記様式第1号その1～別記様式第1号その4 <省略> 別記様式第2号その1(第6条第1項、第8条第1項、第14条第2項関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第2号その2～別記様式第5号 <省略>

(草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則(昭和58年草津市規則第7号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第14条 <現行どおり> 別記様式第1号 <現行どおり> 別記様式第2号(第5条第1項、第7条第1項、第13条第2項関係) (別添1-3のとおり) 別記様式第3号～別記様式第5号 <現行どおり>	第1条～第14条 <省略> 別記様式第1号 <省略> 別記様式第2号(第5条第1項、第7条第1項、第13条第2項関係) (別添1-4のとおり) 別記様式第3号～別記様式第5号 <省略>

付 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別添1-1

様式第2号その1(第6条第1項、第8条第1項、第14条第2項関係) **福祉医療費助成制度申請書(届出書)**

住所(変更後)				医療種別			
本人A	フリガナ氏名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛名番号	乳幼児・子ども医療		
			生年月日	受給者番号	心身障害者(児)		
		男・女	年 月 日		母子家庭		
			年 月 日		父子家庭		
					ひとり暮らし寡婦		
	男・女	年 月 日		重度心身障害老人等			
				母子家庭老人			
配偶者		男・女	年 月 日		父子家庭老人		
					ひとり暮らし高齢寡婦		
扶養義務者		男・女	年 月 日		老人		
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)				加入保険(変更後)			
				被保険者・世帯主	続柄		
				住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)			
				記号	番号	保険者番号	
				協健 健保 共済 国保 後期			
				取得事由			
				<input type="checkbox"/> 条例該当	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 受給券再交付	
				<input type="checkbox"/> 出生	<input type="checkbox"/> 転出	<input type="checkbox"/> 記号、区市更新	
				<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 保険喪失	<input type="checkbox"/> 扶養義務者更新	
				<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 生保開始	<input type="checkbox"/> 身障手帳更新	
				<input type="checkbox"/> 保険加入	<input type="checkbox"/> 切替	<input type="checkbox"/> 被保険者更新	
				<input type="checkbox"/> 生保停止	<input type="checkbox"/> 満了	<input type="checkbox"/> 履歴更新	
				<input type="checkbox"/> 90歳該当	<input type="checkbox"/> 後期75歳	<input type="checkbox"/> 訂正	
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 後期50歳		
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他		
<p>上記のとおり申請(届出)をします。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。</p> <p>1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること</p> <p>2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること</p> <p>3. 支給期間中に支給対象となった高額療養費(外来年間合算含む)のうち、福祉医療費に相当する分の申請および受領について、市長に委任すること(対象重度心身障害老人等に限り)</p>							
草津市長 宛				申請者			
				氏名			
				助成対象者との続柄			
				電話番号			
<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 無効 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 返還指導 <input type="checkbox"/> 転出者への案内 <input type="checkbox"/> すこやか手帳 事由発生、該当者 年 月 日 得喪異動日(入力日) 年 月 日 入力完了							
<input type="checkbox"/> ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。裏面に続く							

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書

		本人Aの所得状況	配偶者の所得状況	扶養義務者の所得状況
		人(内老人 人)	人(内老人 人)	人(内老人 人)
扶養親族数(内老人数)				
前年の所得額	① 合計額	円	円	円
所得控除	② 雑損控除	円	円	円
	医療費控除	円	円	円
	社会保険料等相当額控除	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円
	家族障害人 特別障害人	円	円	円
	本人障害 特別障害 寡婦 ひとり親 勤労学生	円	円	円
他()	円	円	円	
控除後の所得額 ①-②		円	円	円
※ 課税の区分	市民税	非課税・課税	非課税・課税	非課税・課税

別添1-2

様式第2号その1(第6条第1項、第8条第1項、第14条第2項関係) **福祉医療費助成制度申請書(届出書)**

住所(変更後)				医療種別			
本人A	フリガナ氏名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛名番号	乳幼児・小学生		
			生年月日	受給者番号	心身障害者(児)		
			年 月 日		母子家庭		
					父子家庭		
					ひとり暮らし寡婦		
本人B		男・女			重度心身障害老人等		
			年 月 日		母子家庭老人		
本人C		男・女			父子家庭老人		
			年 月 日		ひとり暮らし高齢寡婦		
本人D		男・女			老人		
			年 月 日		加入保険(変更後)		
本人E		男・女			被保険者・世帯主		続柄
			年 月 日		住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)		
配偶者				記号	番号	保険者番号	
扶養義務者				保険者名		協健 健保 共済 国保 後期	
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)				取得事由		喪失事由	
				更新事由			
				<input type="checkbox"/> 条例該当	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 受給券再交付	
				<input type="checkbox"/> 出生	<input type="checkbox"/> 転出	<input type="checkbox"/> 記号、区市更新	
				<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 保険喪失	<input type="checkbox"/> 扶養義務者更新	
				<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 生保開始	<input type="checkbox"/> 身障手帳更新	
				<input type="checkbox"/> 保険加入	<input type="checkbox"/> 切替	<input type="checkbox"/> 被保険者更新	
				<input type="checkbox"/> 生保停止	<input type="checkbox"/> 満了	<input type="checkbox"/> 履歴更新	
				<input type="checkbox"/> 90歳該当	<input type="checkbox"/> 後期75歳	<input type="checkbox"/> 訂正	
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 後期50歳		
				<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他		

上記のとおり申請(届出)をします。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。

1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること
2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること

受給期間中に支給対象となった高額療養費(外来年間合算含む)のうち、福祉医療費に相当する分の申請および受領について、市長に委任すること(対象重度心身障害老人等に限り)。

住所 氏名 申請者 助成対象者との続柄 電話番号

草津市長 宛

交付 回収 無効 訂正 返還指導 転出者への案内 すこやか手帳 事由発生、該当者 年 月 日 得喪異動日(入力日) 年 月 日 入力完了

○ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。 裏面に続く

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書

		本人Aの所得状況	配偶者の所得状況	扶養義務者の所得状況
		人(内老人 人)	人(内老人 人)	人(内老人 人)
扶養親族数(内老人数)				
前年の所得額	① 合計額	円	円	円
所得控除	② 雑損控除	円	円	円
	医療費控除	円	円	円
	社会保険料等相当額控除	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円
	家族障害人 特別障害人	円	円	円
	本人障害 特別障害 寡婦 ひとり親 勤労学生	円	円	円
他()	円	円	円	
控除後の所得額 ①-②		円	円	円
※ 課税の区分	市民税	非課税・課税	非課税・課税	非課税・課税

別添1-3

様式第2号(第5条第1項、第7条第1項、第13条第2項関係)

福祉医療費助成制度申請書(届出書)

住所(変更後)				医療種別			
本人A	フリガナ氏名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛名番号	乳幼児・子ども医療		
			生年月日	受給者番号	心身障害者(児)		
			年 月 日		母子家庭		
					父子家庭		
					ひとり暮らし寡婦		
本人B		性別	年 月 日		重度心身障害老人等		
					母子家庭老人		
本人C		性別	年 月 日		父子家庭老人		
					ひとり暮らし高齢寡婦		
本人D		性別	年 月 日		老人		
本人E		性別	年 月 日				
配偶者				加入保険(変更後)			
扶養義務者				被保険者・世帯主		続柄	
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)				住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)			
				記号		番号	
				保険者番号		協健 健保 共済 国保 後期	
				取得事由		喪失事由	
				更新事由			
				<input type="checkbox"/> 象例該当 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 保険加入 <input type="checkbox"/> 生保廃止 <input type="checkbox"/> 90家該当 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 保険喪失 <input type="checkbox"/> 生保開始 <input type="checkbox"/> 切替 <input type="checkbox"/> 満了 <input type="checkbox"/> 後期75歳 <input type="checkbox"/> 後期50歳 <input type="checkbox"/> その他	
				<input type="checkbox"/> 受給券再交付 <input type="checkbox"/> 記号、区市更新 <input type="checkbox"/> 扶養義務者更新 <input type="checkbox"/> 身障手帳更新 <input type="checkbox"/> 被保険者更新 <input type="checkbox"/> 履歴更新 <input type="checkbox"/> 訂正			
上記のとおり申請(届出)をします。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。 1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること 2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること 3. 支給期間中に支給対象となつた高額療養費(外米年間合算含む)のうち、福祉医療費に相当する分の申請および受領について、市長に委任すること(対象重度心身障害老人等に限り)							
草津市長 宛				申請者			
				氏名			
				助成対象者との続柄			
				電話番号			
<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 無効 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 返還指導 <input type="checkbox"/> 転出者への案内 <input type="checkbox"/> すこやか手帳 事由発生、該当者 年 月 日 得喪異動日(入力日) 年 月 日 入力完了							
○ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。 裏面に続く							

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書				
		本人Aの所得状況	配偶者の所得状況	扶養義務者の所得状況
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)	人(内老人 人)	人(内老人 人)
前年の所得額	① 合計額	円	円	円
所得控除	② 雑損控除	円	円	円
	医療費控除	円	円	円
	社会保険料等相当額控除	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円
	家族障害人 特別障害人	円	円	円
	本人障害 特別障害 寡婦 ひとり親 勤労学生	円	円	円
他()	円	円	円	
控除後の所得額 ①-②		円	円	円
※ 課税の区分	市民税	非課税・課税	非課税・課税	非課税・課税

別添1-4

様式第2号(第5条第1項、第7条第1項、第13条第2項関係)

福祉医療費助成制度申請書(届出書)

住所(変更後)				医療種別			
本人A	フリガナ氏名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛名番号	乳幼児・小学生		
			生年月日	受給者番号	心身障害者(児)		
			年 月 日		母子家庭		
					父子家庭		
					ひとり暮らし寡婦		
本人B		男・女	年 月 日		重度心身障害老人等		
					母子家庭老人		
本人C		男・女	年 月 日		父子家庭老人		
					ひとり暮らし高齢寡婦		
本人D		男・女	年 月 日		老人		
本人E		男・女	年 月 日				
配偶者				加入保険(変更後)			
扶養義務者				被保険者・世帯主		続柄	
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)				住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)			
				記号		番号	
				保険者番号		協健 健保 共済 国保 後期	
				取得事由		喪失事由	
				更新事由			
				<input type="checkbox"/> 象例該当 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 保険加入 <input type="checkbox"/> 生保廃止 <input type="checkbox"/> 90家該当 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 保険喪失 <input type="checkbox"/> 生保開始 <input type="checkbox"/> 切替 <input type="checkbox"/> 満了 <input type="checkbox"/> 後期75歳 <input type="checkbox"/> 後期50歳 <input type="checkbox"/> その他	
				<input type="checkbox"/> 受給券再交付 <input type="checkbox"/> 記号、区市更新 <input type="checkbox"/> 扶養義務者更新 <input type="checkbox"/> 身障手帳更新 <input type="checkbox"/> 被保険者更新 <input type="checkbox"/> 履歴更新 <input type="checkbox"/> 訂正			
上記のとおり申請(届出)をします。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。 1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること 2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること 3. 支給期間中に支給対象とならなかった高額療養費(外米年間合算含む)のうち、福祉医療費に相当する分の申請および受領について、市長に委任すること(対象重度心身障害老人等に限り)							
草津市長 宛				申請者			
				氏名			
				助成対象者との続柄			
				電話番号			
<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 無効 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 返還指導 <input type="checkbox"/> 転出者への案内 <input type="checkbox"/> すこやか手帳 事由発生、該当者 年 月 日 得喪異動日(入力日) 年 月 日 入力完了							
○ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。 裏面に続く							

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書							
		本人Aの所得状況		配偶者の所得状況		扶養義務者の所得状況	
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)		人(内老人 人)		人(内老人 人)	
前年の所得額	① 合計額	円	円	円	円	円	円
② 雑損控除		円	円	円	円	円	円
所得控除	医療費控除	円	円	円	円	円	円
	社会保険料等相当額控除	円	円	円	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円	円	円	円
	家族障害人 特別障害人	円	円	円	円	円	円
本人除	障害 特別障害 寡婦	円	円	円	円	円	円
	ひとり親 勤労学生	円	円	円	円	円	円
他()		円	円	円	円	円	円
控除後の所得額 ①-②		円	円	円	円	円	円
※ 課税の区分		市民税	非課税・課税	非課税・課税	非課税・課税	非課税・課税	非課税・課税

(令和5年10月1日揭示済み)

告 示

草津市告示第227号

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年9月20日

草津市長 橋 川 渉

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を実施する者が利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図るため、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うための経費に対し、予算の範囲内で草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年7月31日こ成事第365号）の別紙に掲げる子ども・子育て支援交付金交付要綱および草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「児童育成クラブ」とは、児童福祉法第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業の届出を行った施設をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けて児童育成クラブを運営する者のうち、令和5年4月より新規に開設した支援単位に限る。

(補助対象経費等)

第4条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、

別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金所要額調書（別記様式第1号）

(2) ICT機器の導入等の仕様および経費の明細が確認できる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度4月10日までとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金実績額調書（別記様式第2号）

(2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管等)

第7条 補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年度から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記様式第3号による報告書を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条第1項関係)

補助要件および補助対象経費	補助基準額
児童育成クラブにおける利用児童等の連絡帳の電子化やオンライン会議等に必要ICT機器の導入等の環境整備に係る経費および都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費。ただし、令和6年3月31日までに納品が完了しているものに限る。	1 支援単位あたり 年額500,000円

別記

様式第1号(第5条第1号関係)

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金所要額調書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第2号(第6条第1号関係)

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金実績額調書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

草津市長 様

申請者 ①

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金に係る
消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額 _____ 円
- 2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額 _____ 円
- 3 添付資料
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

(令和5年9月20日揭示済み)

草津市告示第228号

草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年9月21日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、本市内に所在する私立保育所等における保育人材の確保を図り、働きがいのある就業環境の構築と、離職防止を目的として、私立保育所等に勤務する保育士等に対し就職定着応援支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において、交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意

義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育士等

保育士等は、保育士または保育教諭（保育士資格及び幼稚園教諭免許状を有する者をいう。）で週30時間以上勤務する者をいう。

(2) 私立保育所等

私立保育所等は、次のアからケのいずれかに該当する市内の施設または事業所とする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所のうち、私立のもの。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、私立のもの。

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所のうち、私立のもの。

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所のうち、私立のもの。

オ 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業所のうち、私立のもの。

カ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所をいう。

キ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）であって、「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）による一時預かり事業（幼稚園型I・II）を実施するもののうち、私立のもの。

ク 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第9条の規定に基づく私立高等学校等経常費助成費補助金（預かり保育推進事業）の交付を受けて預かり保育を実施する幼稚園。

ケ 法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものであって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する助成および援助を受けているもの。

（交付対象者）

第3条 交付対象者は、過去に市内の保育所等での勤務実績がなく、新たに私立保育所等に勤務した者。ただし、同一法人内での異動による私立保育所等の変更は除くものとする。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、1年度につき1回10万円とし、予算の範囲内において市長が認める額とする。

（交付期間）

第5条 この支援金の交付期間は、保育士等が新たに私立保育所等に勤務した年度の4月1日（年度の途中で勤務した者については勤務開始年度の翌年度の4月1日とする。（以下、「雇用開始基準日」という。））から翌年3月31日を1年度とし、通算して3年度を限度とする。

2 前項において、保育士等が疾病、負傷、出産その他やむを得ない事由により年度の途中で業務に従事することができない期間（以下「業務従事中断期間」という。）が1か月以上ある場合は、当該業務従事中断期間に係る年度は交付期間から除くものとし、業務従事中断期間が終了したときは翌年度の4月1日から交付期間とする。

（交付申請等）

第6条 この支援金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添え、交付を受けようとする年度の5月31日までに草津市保育士等就職定着応援支援金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 勤務先および就職年月日が記載された在職証明書
- (2) 保育士等に係る資格等を有することを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定）

第7条 市長は、前条に定めた書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、草津市保育士等就職定着応援支援金交付決定通知書（別記様式第2号）を交付対象者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 交付対象者は、交付申請後に、業務従事中断期間が1か月以上ある場合は、当該事由が発生した日から2か月以内に草津市保育士等就職定着応援支援金変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。なお、当該変更承認申請書の受理をもって交付対象者への通知を省略するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 交付対象者は次に掲げる書類を添えて、草津市保育士等就職定着応援支援金実績報告書兼請求書（別記様式第4号）を市長に対し、指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 勤務先および就職年月日が記載された在職証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する、指定する期日は、交付決定のあった日の属する年度の翌年度4月30日までとする。

(支援金の額の確定)

第10条 市長は前条に定めた書類の提出を受けたときは、支援金の額を確定し、草津市保育士等就職定着応援支援金額確定通知書兼振込通知書（別記様式第5号）を交付対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、規則に定めるもののほか、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部を取消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により、支援金交付決定等を受けた場合
 - (2) 支援金交付決定等の内容およびこれに付した条件その他法令等に違反した場合
 - (3) 交付決定を受けた年度の途中で私立保育所等を退職した場合
 - (4) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合
- 2 前項の規定は、事業について交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第1項第3号に定める事由に該当する場合、当該交付対象者が勤務していた私立保育所等からの申し出の受理をもって交付対象者への通知を省略するものとする。

(支援金の返還)

第12条 前条の規定により、支援金の交付が取り消されたもので、既に支援金を受領したのに対して、市長は支援金の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 規則またはこの要綱に定めるほか、支援金の交付にあたり必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年4月1日に新たに採用された者の支援金から適用する。

(経過措置)

2 令和5年度の支援金における第6条の適用については、同条中「交付を受けようとする年度の5月31日までに」とあるのは、「施行の日から起算して2月以内に」と読み替えるものとする。

別記
様式第1号（第6条関係）

草津市保育士等就職定着応援支援金交付申請書

年 月 日

(あて先)
草津市長

(申請者) 住 所
氏 名

(※) 本人が自署しない場合のみ、押印が必要です。
電話番号

草津市保育士等就職定着応援支援金交付申請書について、下記のとおり交付を受けたので、草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 支援金申請額 金100,000円
- 2. 対象期間 (□に☑)

- 雇用開始基準日から1年度目
- 雇用開始基準日から2年度目
- 雇用開始基準日から3年度目

※業務従事中断期間が生じた場合、業務中断期間が終了した年度の翌年度の4月1日から起算した場合に該当する対象期間にチェックを入れてください。

[添付書類]

- ・勤務先および就職年月日等が記載された在職証明書
- ・保育士等に係る資格等を有することを証する書類
(保育教諭にあっては保育士証および幼稚園教諭免許状の写し)

様式第2号（第7条関係）

草津市保育士等就職定着応援支援金交付決定通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付で申請のあった標記支援金について、下記のとおり交付することに決定したので、草津市保育士等就職定着応援支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

支援金交付決定額 金 円